特別定 申請書類を送付しています と額給付金

の

の支援を行うための給付金の申請書を 感染拡大防止に留意しつつ、家計へ

給付対象者

発送しています。

帳に記録されている人 受給権者 令和2年4月27日に市の住民基本台

給付額

給付対象者の属する世帯の世帯主

給付対象者1人につき10万円

申請方法

▽郵送申請方式

市が受給権者宛てに郵送している申

座の確認書類、本人確認書類の写しを 請書に振込先口座を記入し、振込先口

添付して市に郵送。

▽オンライン申請方式

※世帯主がマイナンバーカードを持っ をアップロードし電子申請。 ていて、マイナンバーカード読取対 応のスマートフォン、またはパソコ マイナポータルから振込先口座を入 合に利用可能。 ンとカードリーダーを持っている場 振込先口座の通帳など確認書類

申請期限

※新型コロナウイルス感染拡大防止の いずれも8月21日金まで 郵送申請方式・オンライン申請方式 ため、可能な限り窓口での申請はご

問い合わせ先

☎ (925) 5511 ター(9時~16時30分) 筑紫野市特別定額給付金コールセン

中止します 夏休みのプール開放を

中止します。 ロナウイルス感染症拡大防止のため 小学校のプール開放事業は、 夏休み期間に予定していた、 市立

問い合わせ先

振興担当(生涯学習センター内) 文化・スポーツ振興課 スポ i ツ

2 (925) 4802

遠慮ください。

●夏休み期間

します。

かった日数を補完し、授業を着実に実

このたびの休校により、登校できな

施するため、夏休みを次の期間に短縮

りますがご協力をお願いします。 例年に比べると大変短い夏休みとな 8月8日出~8月16日田

問い合わせ先学校教育課

国民健康保険

傷病手当金について

ルス感染症に感染または感染疑いのた め会社を休み、給与が支払われなかっ いを受けている人が、新型コロナウイ た場合に、傷病手当金を支給します。 国民健康保険加入者で、給与の支払

対象者(次の全てを満たす人)

筑紫野市国民健康保険加入者

勤め先から給与の支払いを受けてい

2

3日連続して仕事を休み、 降も休んだ日がある 4日目以

を短縮します

市立小中学校の夏休み

服することができず、給与の全部ま 新型コロナウイルスに感染、 かった人 たは一部を受け取ることができな 発熱などの症状があり感染が疑われ た場合に、その療養のために労務に または

力いただき、ありがとうございまし う長期にわたる臨時休校の措置にご協

新型コロナウイルス感染症対策に伴

労を予定していた日 3日間を経過した日(4日目)から労務 なくなった日から起算して、連続した に服することができない期間のうち就 支給期間 労務に服することができ

対象となる日数 支給額 一日当たりの支給額×支給

※一日当たりの支給額=直近の継続し 労日数×2/3) た3カ月間の給与収入の合計額:就

月30日まで(入院が継続する場合など は最長1年6カ月まで) |適用期間 ||令和2年1月1日から9

療機関による証明が必要です。 手当金支給申請書の記入と事業主や医 申請方法 申請は国民健康保険傷病

ジからダウンロードできます 問い合わせ先 申請書は窓口のほか、市ホー 国保年金課国保担当 ムペー

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援情報を お知らせします

新型コロナウイルス感染症(以下、感染症)に伴う、市・県・国の支援情報を掲載します。

掲載している情報は5月15日時点のものです。詳細は、市ホームページで確認するか、各問い合わせ先にお問い合わせください。

筑紫野市新型コロナウイルス感染症緊急支援策

各施策の概要を掲載します。詳細は各間い合わせ先にご確認ください。

中小企業等緊急支援金

感染症の影響を受け、事業収入が前年同月比で 30%以上減少した中小企業などに対して、支援金を 支給します。

- ●対象 国の持続化給付金または福岡県の持続化緊 急支援金のいずれかを受給しており、市内に本店を 有する事業者
- ●給付額 定額10万円
- ●申請方法 市ホームページから必要書類をダウンロードし、郵送により申請
- ●申請期限 令和3年2月15日まで
- ●問い合わせ先 商工観光課

雇用調整推進奨励金

- ●対象 国の雇用調整助成金などの支給を受けた企業で、休業手当を支給し、従業員の雇用を維持した中小企業に、申請に要した事務費用などを支援
- ●給付額 1事業所当たり定額10万円
- ●申請方法 市ホームページから必要書類をダウンロードし、郵送により申請
- ●申請期限 令和3年2月15日まで
- ●問い合わせ先 商工観光課

ひとり親世帯への特別給付金

生活を支援するため、特別給付金を支給します。 ※児童扶養手当受給資格者世帯への追加給付

- ●対象 児童扶養手当を受給するひとり親世帯
- ●給付額 対象児童一人当たり5,000円
- ●問い合わせ先 子育て支援課

児童・生徒への図書カード支給

児童、生徒の家庭学習を支援するため、図書カードを支給します。

- ●対象 市内の小・中学生
- ●図書カード額面 児童・生徒1人あたり2,000円分
- ●問い合わせ先 学校教育課

高齢者施設等従事者特別支援金

重症化リスクが高いといわれる高齢者の身近で介護を行う介護サービス事業者に対して、感染症予防対策を支援するため、給付金を支給します。

- ●対象 市内の介護サービス事業者
- ●給付額 1施設(事業所)当たり定額10万円
- ●問い合わせ先 高齢者支援課

福岡県の主な支援策

持続化緊急支援金

感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者に給付されます。(国「持続化給付金」の対象とならない事業者) ※対象、申請要件、必要書類など詳しくは問い合わせるかホームページを確認してください。

- ●対象 中堅・中小法人、個人事業者。また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人
- ●給付額 法人は50万円、個人事業者は25万円 (昨年1年間の売上からの減少分を上限)

- ●申請方法 インターネット上での申請を基本
- 申請期限 緊急事態解除宣言の日の翌月末まで (最長令和3年1月15日)
- ●福岡県持続化緊急支援金ページ

https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/



■問い合わせ先 福岡県持続化緊急支援金相談窓口 (平日9時~17時) ☎0570(094)894

福岡県の主な支援策

制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」

感染症の影響を受けている個人事業主を含む中小・ 小規模事業者に対し、3年間実質無利子・無担保・保 証料ゼロの県の制度融資 「新型コロナウイルス感染 症対応資金 | による資金繰り支援を実施。

- 対象 市で、セーフティネット保証 4号、危機関 連保証、セーフティネット保証5号のいずれかの認 定を受けた事業者
- ■融資限度額 3.000万円
- ●申込先 福岡県指定金融機関、または筑紫野市商 工会☎(922)2361(平日9時~17時)

制度融資「緊急経済対策資金」

感染症の影響を受けている個人事業主を含む中小・ 小規模事業者に対し、資金繰り支援を実施。

■対象 市で、セーフティネット保証 4 号、危機関 連保証、セーフティネット保証5号のいずれかの認 定を受けた事業者

■融資限度額 1億円以内

●申込先 福岡県指定金融機関、または筑紫野市商 工会☎(922)2361(平日9時~17時)

中小企業経営革新実行支援補助金

感染症の拡大に伴う経営環境の変化に対応するた め、新たな取り組み(経営革新)にチャレンジする中 小企業に、新規事業に必要な経費を補助します。

■対象 福岡県内の中小企業者で、経営革新計画の 承認を受けていること、感染症の影響で売上高が減 少していること、などの要件を満たすもの。

期間、対象事業、経費など、詳しくは問い合わせる かホームページを確認してください。

- ●補助率 対象経費の4分の3以内
- ●補助金額 上限50万円
- 問い合わせ先 県新事業支援課
- ☎(643)3449(平日9時~17時)



■相談

●経営に関する相談

福岡県経営相談窓□☎0120(567)179

●解雇や休業などについて

▽厚生労働省福岡労働局☎(411)4764 ▽福岡県特別労働相談窓口☎(735)6149

経営や資金繰り支援について

▽県中小企業振興課**☎**(643)3424

▽県福岡中小企業振興事務所☎(622)1040

●筑紫野市暮らしの困りごと相談 失業や不安定 な収入、借金などのさまざまな理由で経済的に困っ ている人や、生活していく上での悩みや困りごと を抱えている人を対象にした相談・支援窓口です。

暮らしの困りごと相談窓口(市役所2階保護課 窓口) ☎ (923) 1111

■税金などの猶予・減免

収入が減少したことにより、国・県・市税等の 猶予・減免を受けられる場合があります。対象、 手続きなど各窓口にお問い合わせください。

- ■国税の納付の猶予制度 福岡国税局猶予相談セ ンター☎0120 (78) 2538
- 県税の徴収猶予の特例 筑紫県税事務所
- **2** (513) 5578
- ●固定資産税について 市税務課固定資産税担当 (対象は中小事業者など)
- ■国民健康保険税について 市国保年金課国保担当

- ●後期高齢者医療保険料について 市国保年金課医療年金担当
- ●介護保険料について 市高齢者支援課介護保険担当
- 市税等の納付相談 市収納課
- ●年金保険料について
- ▽厚生年金保険料等の猶予、猶予制度の特例 南福岡年金事務所☎(552)6112
- ▽国民年金保険料免除

ねんきん加入者ダイヤル☎0570(003)

004または市国保年金課医療年金担当

国の主な支援策

持続化給付金

感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比 で50%以上減少している事業者に給付されます。

- ※対象、給付額など、詳しくは問い合わせるかホー ムページを確認してください。
- ●対象 中堅・中小法人、個人事業者。また、医療法 人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人
- ●給付額 中小法人等は上限200万円、個人事業者 等は上限100万円(昨年1年間の売上からの減少分 を上限)
- ●申請方法 インターネット上での申請を基本
- ●申請期限 令和3年1月15日まで
- ●問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター (8時30分~19時、5・6月は土・日曜日 も可) ☎0120(115)570
- HP https://www.jizokuka-kyufu.jp/



緊急小口資金 • 総合支援資金特例貸付

▽緊急小口資金(主に休業した人向け)

生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸 付を行います。

▽総合支援資金(主に失業した人向け)

生活再建までに必要な費用の貸付を行います。 ともに詳しくはお問い合わせください。

- ●対象 休業等により収入の減少があり、生計維持 のため貸付を必要とする世帯
- ●問い合わせ先 相談コールセンター(9時~21時、 土・日曜日も可) 20120(46)1999
- ●申し込み先 筑紫野市社会福祉協議会(平日9時 ~17時)☎(920)8008

雇用調整助成金

- 対象 感染症の影響により、事業活動の縮小を余 儀なくされた場合に、労働者の雇用の維持を図るた めに労使間の協定に基づき雇用調整を実施する事業 主
- ●問い合わせ先

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コー ルセンター(9時~21時、土・日曜日も可)

20120(60)3999

子育て世代臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受 給する世帯に対し臨時特別給付金を支給します。

- 対象 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当 の受給者
- ※対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児 童で、令和2年3月まで中学生だった児童(新高 校1年生)も含みます。
- ●給付額 対象児童1人あたり1万円
- ※令和2年3月31日時点での居住市町村から支給
- ●問い合わせ先 市子育て支援課

住居確保給付金

家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じて いる人に、一定期間、家賃相当額を大家さんに支給 します。給付要件があります。詳しくはお問い合わ せください。

- ●対象 次の①・②のいずれかの世帯主
- ①離職・廃業から2年以内の人
- ②休業などにより収入が減少し、離職などと同程度 の状況にある人
- ●問い合わせ先 筑紫野市暮らしの困りごと相談
- **2**(923)1111

小学校休業等対応助成金・支援金

●対象

▽小学校臨時休業等対応助成金

小学校などの臨時休校に伴い、子どもの世話を保 護者としてするために、労働者に有給休暇を取得さ せた事業主に助成。

▽小学校臨時休業等対応支援金

小学校などの臨時休校に伴い、子どもの世話を行 うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕 事をする保護者を支援。

ともに、対象、支給要件、申請手続きなど詳しくは お問い合わせください。

- ●申請期限 ともに令和2年9月30日まで
- ●問い合わせ先

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コー ルセンター(9時~21時、土・日曜日も可)

20120(60)3999